

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社エム・テック(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-2) [7000000615]
2. 資格登録停止措置の期間  
平成30年7月25日 ~ 平成30年8月24日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該有資格業者は、東京都発注の「平成28年度中瀬橋撤去工事」において、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成30年3月14日、東京地方検察庁から港則法違反で法人及び使用人が起訴された。
5. 資格停止措置理由  
有資格業者である上記の事業者が、港則法違反の罪で起訴されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)